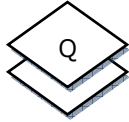




労働相談Q & Aで解決！

転勤



異動がないという約束で入社しましたが、先日、転勤を命じられました。従う必要がありますか。

A 就業規則に配転に関する条項がある場合、一般的には会社には配転命令権があると考えられますが、会社との間に勤務地を限定する合意がある場合には、一方的に転勤を命じることはできません。

解説はこちら

- 会社が労働者に配転（配置転換や転勤）を命令するためには、労働協約や就業規則に配転に関する条項や規定が設けられていることが必要です。
また、実態として配転が広く行われていることも必要で、規定等が形骸化している場合には、配転命令権が否定されることがあります。
- その上で、労働者との間に勤務地を限定する旨の合意がある場合で、その限定している範囲を超えて配転させようとするときには、労働者の個別の同意を得る必要があります。
- 会社が、配転命令する場合にも、業務上の必要性がなかったり、不当な動機や目的が認められたり、労働者が著しく不利益を受けたりするような場合には、その配転命令は権利濫用として無効になります。このうち、業務上の必要性とは、高度の必要性（余人をもって容易に替えがたいといったもの）に限定されるものではなく、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化などの事情があれば良いとされています。

どうすれば？

- 労働契約書、労働条件通知書により、勤務地が限定される根拠を確認（令和6年4月1日以降の労働契約の締結や有期労働契約の更新の際、通常就業することが想定される就業場所の範囲を書面で明示することが義務付けられました。）し、会社に説明を求めましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電 話 055 (223) 1827

相談時間 8:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電 話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 都留及び鰍沢労働基準監督署管轄以外の地域)

電 話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電 話 0554 (43) 2195

鰍沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電 話 0556 (22) 3181